

強度行動障害受入れ事業補助金 Q&A

NO	質問	回答
1	【強度行動障がい者受入れ加算】 補助要件の「強度行動障がい者を2人以上受入れていること」とは、法人ごとの受入れ人数か、事業所ごとの受入れ人数か？	事業所ごとの受入れ人数になります。 補助金の申請も事業所ごとに提出してください。
2	【強度行動障がい者受入れ加算】 上記 No.1 について、事業所の中で単位が分かれている場合はどうなるのか？	事業所の中の単位ごとに申請してください。
3	【強度行動障がい者受入れ施設改修費補助】 補助要件の「新たに受け入れる」について、急遽受け入れた後に整備が必要となる場合がある。 その場合は補助対象とならないのか？	要領第6条第2項に定める事前協議の時点で、強度行動障害を有する障がい者を受け入れて3か月以内であれば「新たに受け入れる」ための整備とみなし、補助対象とします。
4	【強度行動障がい者受入れ施設改修費補助】 継続して受け入れている利用者の状態が変わり、環境整備のために施設改修を行う場合は補助対象とならないのか？	新たに受け入れるための施設改修が対象となるため、状態の変化に伴う改修費は対象外となります。

NO	質問	回答
5	<p>【強度行動障がい者受入れ加算／強度行動障がい者受入れ施設改修費補助】</p> <p>提出書類の「人員配置体制加算（Ⅲ）以上の取得がわかる書類」とは、具体的にはどのような書類か？</p>	<p>人員配置体制加算取得の申請時に、福祉指導監査室へ提出する書類の写しを提出してください。</p>